

政府から  
独立した

## 人権機関実現委員会

編集責任 政府から独立した人権機関実現委員会 2024.12.1

ニュースNo.12

国連ビジネスと人権作業部会  
最終報告書を受けて1. 国連ビジネスと人権  
作業部会による訪日調査

2023年7月～8月にかけて、国連人権理事会決議に基づき、国連ビジネスと人権作業部会を代表して、6名のメンバーのうちピチャモン・イェオパントン氏及びタミロラ・オラウイ氏が来日し、国連ビジネスと人権に関する指導原則(以下「指導原則」という)の観点から、日本の人権状況及びビジネス活動が人権に及ぼす悪影響についての調査を行った。同年8月にはミッション終了ステートメントを、また、2024年には「人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会の報告書」(以下「最終報告書」という)を国連人権理事会に報告した(A/HRC/56/55/Add.1。仮訳はヒューマンライツ・ナウのホームページで公開されている)。

作業部会は、政府に対して、「効果的な救済へのアクセスや企業の責任を一層促進するため、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則(パリ原則)に沿って、堅固で独立した政府から独立した人権機関(National Human Rights Institutions: NHRI)を遅滞なく設立すること。この機関は、民事的救済の提供、啓発、ビジネスと人権に関する能力構築及び人権擁護者の保護など、人権侵害に対処するための明確な権限及びリソースを有するべきである」と勧告した(最終報告書・パラグラフ

85 (g) (ii))。

2. 政府から独立した人権機関  
(National Human Rights Institutions: NHRI)の状況

上記勧告から明らかとなり、日本には政府から独立した人権機関(NHRI)がまだない。政府から独立した人権機関(NHRI)とは、1993年のパリ原則に沿った政府から独立した、人権について専門的な知識を持った国の機関であり、現在世界118カ国(2024年6月現在)で設置されている。OECD加盟国38か国中、設置していないのは8か国のみで、作業部会からも日本の国際的イメージに悪影響を与え、とも指摘されているところである(最終報告書・パラグラフ21)。

国連機関等による日本政府への勧告

自由権規約委員会	1998年、2008年、2014年、2022年
人種差別撤廃委員会	2001年、2010年
社会権規約委員会	2001年、2013年
女性差別撤廃委員会	2003年、2009年、2024年
子どもの権利委員会	2004年、2010年
拷問禁止委員会	2007年、2013年
障がい者権利委員会	2022年
人権理事会の普遍的定期的審査	2008年、2012年、2017年、2023年
ビジネスと人権作業部会最終報告書	2024年

マジョリティが占める社会全体における認知度も低かったといわざるを得ない。

しかし、ビジネスと人権のフレームワークが登場したことにより、人権尊重責任を負う主体として企業が登場することとなり、それにより人権課題は、侵害されるライツホルダーだけが負担を負うべき問題ではなく、それまで人権とは無縁と思われてきた企業などのビジネス主体も取り組むべき問題であるとの本来当然の認識が進む、という大きな転換が起こっている。こうして政府から独立した人権機関(NHRI)は、ビジネス主体を含めたあらゆるステークホルダーの関心事となり、その設置を求める動きは急速に広がりはじめている。実際、作業部会によ

る訪日調査後、さまざまなメディアがこれを取り上げている。また、現在、政府において、指導原則に基づく国別行動計画(National Action Plan: NAP)の改定作業が行われているところ、その策定支援に関わるステークホルダー(経済界、労働組合、投資家、国際機関、市民社会など)も、共通意見として、パリ原則に合致した政府から独立した人権機関(NHRI)の設置に関する議論の継続を提案し(「ビジネスと人権」に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書・提案18)、かつ、そのうち日弁連を含む7つのステークホルダーは、共通意見とは別に、政府から独立した人権機関(NHRI)の設置を求める個別意見を出している。

3. ビジネスと  
人権からみる政府から  
独立した人権機関  
(NHRI)の必要性

作業部会の最終報告書では、日本固有の人権課題・領域として、女性、LGBTQI、障害者、子ども、高齢者、マイノリティ集団・先住民、健康・気候変動・自然環境・労働者・労働組合、原発事故、移住労働者・技能実習制度、メディア・エンターテインメント業界と、多岐にわたる人権課題・領域が特定されている。こうした日本固有の多岐にわたる人権課題・領域について、一貫性をもって、継続的かつ直ちに取り組むことが求められる。イメージとしては政府から独立

した人権機関(NHRI)は、今回国連作業部会のメンバーが実施した、ライツホルダーの声を聞き、政府、地方自治体、企業、経済団体、投資家、NGO、人権擁護者、学識者、労働組合等さまざまなステークホルダーと対話し、調査を実施し、提言を出し、進捗をモニタリングするという役割を、常設機関として果たすことができる機関であり、ビジネスと人権の取組の一層の促進に不可欠なものである。

上記2のとおり、ビジネスと人権の取組が広まり、国連から最終報告書での勧告を受けている今、あらゆるステークホルダーが一丸

中国地方  
弁護士大会で  
決議!

第78回中国地方弁護士大会が、本年10月25日に岡山市で開催された。同大会では、「人権の促進及び擁護のための国内機構の地位に関する原則(いわゆる「パリ原則」)に則った政府から独立した人権機関の早急な設置を求める決議」が提案された。

討論の中では、2012年に閣議決定のうえ国会に提出された人権委員会設置法案に対する日弁連の評価のあり方が争点になった。当初の決議案では、人権委員会設置法案に一定の問題点があったとの言及がなされていたが、筆者の賛成討論において、同法案に対しては日弁連も賛成していた経緯があることを説明するなどし、最終的には同言及を含む段落すべてを削除のうえ、採択に諮ることになった。そしてその場で、起草委員会での審議などを経て、人権委

となつて、政府に対して、政府から独立した人権機関(NHRI)の設置を求めるタイミングがきている。

当委員会は、2025年2月26日(水)正午より、さまざまなステークホルダーの皆さまと共に、政府から独立した人権機関(NHRI)の認知向上のため、院内勉強会を開催する予定である。多くの方にご参加いただければ幸いです。

(政府から独立した人権機関実現委員会  
委員 小林 美奈)

最後に、同決議案を提案された山口県弁護士会には、改めて敬意を表したい。また同決議案を採択された中国地方弁護士会連合会、同会に所属する一会員として、筆者は誇りに思う。

(政府から独立した人権機関実現委員会  
事務局長 小川 政治)